

～・～・～ お知らせ ～・～・～

先日、土木工事積算基準書等の改定に伴い工事価格及び予定価格、最低制限価格の端数処理を 1,000 円単位 から 10,000 円単位 とするとお知らせいたしましたが、建築工事に関しましても同様の取扱いとしますのでお知らせいたします。

【建築工事の変更点】

- 1) 工事価格、予定価格、最低制限価格を 1,000 円単位 から 10,000 円単位 とする。
下記 2)～4) は行わない。

【土木工事の変更点】

- 1) 工事価格、予定価格、最低制限価格を 1,000 円単位 から 10,000 円単位 とする。
- 2) 共通仮設費の率計上の金額は 1,000 円単位とし、1,000 円未満は切り捨てる。
- 3) 現場管理費の金額は 1,000 円単位とし、1,000 円未満は切り捨てる。
- 4) 工事価格は、10,000 円単位とする。工事価格の 10,000 円単位での調整は一般管理費等で行う。
ただし、工事価格が 100 万円未満の場合は、1,000 円単位とする。